

借地権以外の権利の申告書

令和 年 月 日

権利者	住 所	〒 ー		
	ふりがな 氏 名		電 話	支障がなければ記載してください
土地所有者	住 所	〒 ー		
	ふりがな 氏 名		電 話	支障がなければ記載してください

東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業

(篠崎町七丁目14番、15番、16番、17番、18番及び19番の一部)

施行者 江戸川区

代表者 江戸川区長 齊藤 猛 殿

次表の土地の 全部 平方メートルについて下記の内容の 権を有すること
一部
を申告します。

令和 年 月 日				登記簿記載事項		
区	町丁目	地番	地目	地積	摘要	所有者の住所及び氏名
江戸川				m ²		

記

地番	地積	契約年月日	存続期間	地代または賃料(月又は年額)	特約	摘要
	m ²	年 月 日	年間	円		
		年 月 日	年間	円		

備 考

- 1 申告に係る権利の目的である権利が土地所有権以外の権利である場合は、「土地所有者」を「申告に係る権利の目的である権利所有者」と書き換えて使用してください。
- 2 土地所有者が連署せず、権利を証する書面を添えて申告する場合は、「土地所有者」欄は、記載しないで下さい。
- 3 「権利者」又は「土地所有者」が法人である場合は、「住所」「氏名」欄には法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載してください。

※この書類は権利者及び土地所有者が自署し、本人確認書類を添付してください。

本人確認書類とは運転免許証や個人番号カード、旅券の写しその他、本人であることが確認できる書類（法人の場合は、印鑑登録証明その他、本人であることが確認できる書類）をいいます。

権 利 部 分 の 位 置 見 取 図
添付図面についての注意
1 あらたに申告される権利が一筆の土地の全部又は既に申告された権利部分の全部の時は、添付図面の必要はありません。
2 あらたに申告される権利が一筆の土地の一部または既に申告された権利部分一部であるときは、その権利の目的となっている部分の位置を明らかにするため、次のことを書いた図面を添付して下さい。
(1) 権利の目的となっている土地の一筆全部と、これに接する道路・水路等
(2) 権利の目的となっている部分の周囲の辺長と地番界からの辺長
(3) 権利の目的となっている部分に建物工作物等がある時ときは大体の位置にその形
3 あらたに申告される権利が同一土地所有者の連続する二筆以上の土地にまたがるときは各筆毎にその権利の目的となっている部分を明らかにするため、次のことを書いた図面を添付して下さい。
(1) 権利の目的となっている連続する土地の全部の筆とこれに接する道路・水路等
(2) 各筆の地番界を明らかにし各筆毎に権利部分の権利の周囲の辺長、地積及び地番界からの辺長
(3) 権利の目的となっている部分に建物、工作物があるときは大体の位置にその形
4 図面にはすべて方位を入れて下さい。

この申告書記載のとおり権利の 設定 転借 を承諾します。

土地所有者 住 所
氏 名